平成２３年（フ）第５６９１号
東京都港区南青山７丁目12番10号
破産者　有限会社ケイトス・ジャパン
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６９２号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目27―６
破産者　井上　　知
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６９６３号
東京都北区志茂４丁目２―10―201
破産者　石田　　榮
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０３３号
東京都新宿区下落合３丁目15―20―501
破産者　山道帰一こと　宋　　虎錦
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０６５号
千葉県船橋市小室町901―Ｃ―11―301
破産者　冨川　弘子
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０７８号
東京都立川市砂川町１丁目２―１　市営砂川町五番住宅２―103
破産者　川村　敏弥
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７０９３号
東京都世田谷区池尻３丁目５―３―402
破産者　村崎　康麿
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７３４９号
東京都足立区西保木間１丁目21―２―307
破産者　山岸　和枝
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７４８９号
埼玉県さいたま市緑区大字大門4944―53
破産者　荒木　深雪
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２６３号
東京都豊島区池袋本町１丁目８―17
破産者　染谷　忠男
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２８０号
千葉県柏市西原１丁目30―５―Ｉ―102
破産者　石川　孝幸
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９６号
東京都葛飾区堀切３丁目36番３号
破産者　有限会社藤井商店
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３９７号
東京都葛飾区堀切２丁目17―７―304
破産者　藤井勇次郎
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６５９号
東京都目黒区平町２丁目５―８―Ａ―201
破産者　高坂　美幸
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２８号
山形県酒田市大宮町１丁目２番地の５
破産者　丸栄建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１１２号
埼玉県戸田市笹目５丁目16番10号
破産者　株式会社文幸製本
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５３号
さいたま市岩槻区大字笹久保新田790番地３
破産者　有限会社魚勇
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１０号
さいたま市北区奈良町113番地の５
破産者　有限会社ギフトバレー
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８５号
埼玉県鳩ケ谷市南１丁目25番８号
破産者　株式会社熊井建設
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３２号
埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎58番地の１
破産者　有限会社金沢製作所
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４６６号
東京都世田谷区北沢１丁目34―18　神山方201
破産者　上原　幸子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１号
山梨県甲府市千塚４丁目４番20号
破産者　有限会社藤屋酒店
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係